

平成 27 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）議事録

1 日 時 平成 27 年 4 月 27 日（月）18：30～20：44

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 赤間（宏）委員，阿部委員，市川委員，川瀬委員，川村委員，桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，柴田委員，白江委員，杉山委員，鈴木（清）委員，鈴木（直）委員，高羽委員，高橋（秀）委員，千葉委員，橋浦委員，畑中委員，早坂委員，目黒委員，諸橋委員

※欠席：相澤委員，赤間（俊）委員，岩館委員，大坂委員，菅原委員，高橋（望）委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，橋本委員，

[事務局]村上健康福祉部長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，障害者総合支援センター小堺係長（所長代理），佐々木北部発達相談支援センター所長，中村南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課障害者支援係長，山田青葉区宮城総合支所保健福祉課長，阿部宮城野区障害高齢課長，佐藤若林区障害高齢課長，小原太白区障害高齢課長，伊藤太白区秋保総合支所保健福祉課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸主幹兼地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，須田施設支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，遠藤主査，富山主事，林主事，佐藤主事，玉川主事，近藤主事
ほか傍聴者 16 名

4 内 容

（1）開 会

（2）新委員紹介

事 務 局 まず始めに，昨年度まで委員をお願いしておりました仙台公共職業安定所の小
(福井主幹) 山委員の異動に伴い，高羽委員が就任されましたので，ご紹介させていただきます。

高 羽 委 員 仙台公共職業安定所の高羽と申します。この 4 月から担当になりました。今回の協議会から委員として参加させていただきますので，どうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局 次に，仙台市社会福祉協議会の八木委員の退職に伴いまして鈴木委員が就任され
(福井主幹) ましたので，ご紹介させていただきます。

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事の鈴木清隆委員でございます。

鈴 木 (清) 皆さん，こんばんは。

委 員 この席に着きますと，私，事務局側に長く座っていた経験もございまして，非常に違和感を感じますが，この 4 月からは社会福祉協議会の常務理事ということで務めさせていただきます。この間に行われた様々な議論なども，私なりに勉強

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

させていただいたつもりでございますので、お役に立てるように意見などもお伝えしていければというように考えております。よろしくお願いいたします。

事務局
(福井主幹) ありがとうございました。

(3) 事務局職員紹介

事務局 (部長紹介) 続きまして、本日出席しております職員を紹介させていただきます。
(福井主幹) 健康福祉部長の村上 薫でございます。

村上部長 どうぞよろしくお願いいたします。

私から一言だけご挨拶させていただきたいと思います。

本日はお忙しいところ、施策推進協議会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

改選後も引き続き委員にご就任いただいている方が多い中ですので、私から改めて申すまでもございませんが、本協議会では、昨年6月に、市長より障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方について諮問いたしまして、ご議論をいただいているところでございます。

本年度は、これまでご議論をいただいた論点に沿って、条例に盛り込むべき内容をさらにご議論いただき、答申を取りまとめていただければと考えております。

長時間にわたる審議でもあり、委員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴いただければと考えております。引き続きよろしくお願いいたします。

事務局 (各課・支所・公所長紹介) 障害企画課長の高橋洋子でございます。
(福井主幹)

事務局 よろしくよろしくお願いいたします。

(高橋課長)

事務局 障害者支援課長の小野幸治でございます。

(福井主幹)

事務局 よろしくよろしくお願いいたします。

(小野課長)

事務局 障害者総合支援センター所長代理出席の事業係長小塚 幸でございます。

(福井主幹)

事務局 よろしくよろしくお願いいたします。

(小塚係長)

事務局 精神保健福祉総合センター所長の林みづ穂でございます。

(福井主幹)

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

- 事務局
(林 所 長)
事務局
(福井主幹)
事務局
(佐々木所長)
事務局
(福井主幹)
事務局
(中村所長)
事務局
(福井主幹)
事務局
(伊藤課長)
事務局
(福井主幹)
事務局
(山田課長)
事務局
(福井主幹)
事務局
(阿部課長)
事務局
(福井主幹)
事務局
(佐藤課長)
事務局
(福井主幹)
事務局
(伊藤課長)
事務局
(福井主幹)
- よろしくお願いいたします。
- 北部発達相談支援センター所長の佐々木和典でございます。
- よろしくお願いいたします。
- 南部発達相談支援センター所長の中村洋でございます。
- よろしくお願いいたします。
- 青葉区障害高齢課長伊藤達史でございます。
- よろしくお願いいたします。
- 青葉区宮城総合支所保健福祉課長の山田洋子でございます。
- よろしくお願いいたします。
- 宮城野区障害高齢課長の阿部功でございます。
- よろしくお願いいたします。
- 若林区障害高齢課長の佐藤幸子でございます。
- よろしくお願いいたします。
- 太白区秋保総合支所保健福祉課長の伊藤幸哉でございます。
- よろしくお願いいたします。
- このほか、障害企画課・障害者支援課職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 次に、開会に当たり、会長よりご挨拶をいただきたく存じます。
阿部会長、よろしくお願いいたします。

(4) 会長挨拶

会 長 改めまして、皆さん、おばんでございます。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

本日は、お手元の次第にありますように、障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の理念などについて検討いただく他、「差別」についての定義について、ご意見をいただき、また一緒に考えていくといった、とても大事な会でございます。

なお、本日は年度が改まりましたので第 1 回の会議になりますので、皆様から積極的にご発言をいただきながら、私の役目として時間をきちんと守っていくことに努めますので、その辺についてのご協力もよろしくお願いいたします。

今日は、もともとの予定が 8 時半までであり、それ以上の時間は難しい方もいらっしゃると思いますので、委員に方は 8 時半までの出席ということで、時間管理にしっかり努めたいと思います。皆さん、大事な局面になってきました。大事な中身の中核的な議論にもなります。今回もいつもどおりご検討をよろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。

(福井主幹) それでは、ここからの進行は会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(5) 議事録署名人指名等

(1) 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より鈴木（直）委員の指名があり、承諾を得た。

(6) 議 事

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例制定関係について

(1) 前回協議会以降に実施した事業について

① 第 5 回、第 6 回ココロン・カフェ

② 第 4 回差別事例検討部会

(2) 障害福祉関係団体との意見交換の実施について

(3) 前回協議会の意見等に関する振り返りについて

① 障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の理念等

(4) 『差別』についての定義

(5) その他

会 長 本日の議事につきまして、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき公開いたします。

それでは、お手元の次第 5 の議事に入ります。

さて、本日の議論の進め方についてでございますが、議事が、その他を含めて 5 つございます。今回は特に、(4) の「差別」に係る定義について議論を深めたいと考えております。(1) 前回協議会以降に実施した事業についてと、(2) 障害福祉関係

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

団体との意見交換の実施について、そして、（3）前回協議会の意見等に関する振り返りについてを、おおよそ 19 時 30 分まで議論し、その後 10 分間の休憩を挟み、19 時 40 分頃から 20 時 30 分まで、（4）「差別」についての定義について議論していただきたいと考えております。

本日ご出席の委員の皆様におかれましては、ぜひ円滑な議論の進行にご協力いただければと思います。

それでは（1）前回協議会以降に実施した事業について、事務局より説明願います。

事務局
(高橋課長)

障害企画課の高橋でございます。

私から、前回の協議会以降に開催したココロン・カフェと差別事例検討部会のことについて、ご説明いたします。

資料 1 をご覧ください。

初めに、ココロン・カフェでございますが、第 5 回を 4 月 19 日日曜日に、また、第 6 回を 4 月 22 日水曜日に実施いたしました。第 5 回の参加者は 42 名、第 6 回は 75 名の方にご参加いただきました。本協議会からは資料に記載の委員の皆様にご出席をいただいております。

今回は、「仙台ってどんなまち？」というテーマと、「条例が目指すのはどんなまち？」という 2 つのテーマについて話し合っていたいただき、条例の理念についてグループワークを行いました。

当日、参加者の皆様から出たご意見につきましては、まだ整理ができていないため今日はお示しできていませんが、まず「仙台市ってどんなまち？」というテーマについては、仙台に長く住んでいる方と、転入されてきた方とでは、仙台に対する感じ方が違っていたということがありました。また、いただいたご意見の例としては、大きくもなく小さくもなく、ちょうどいい大きさの町であるというご意見や、都会の部分も田舎の部分もあり、海・山も近くて住みよい、緑がきれいといったご意見などがありました。その他、仙台市民の気質についてのお話もあり、冷たいとか、遠慮がちであるとか、プライドが高いとか、そういうことについてのご意見があった一方で、優しくしてもらっていますというような話もありました。

また、生活圈拡張運動福祉のまちづくりの発祥の地として、福祉については先進的な取り組みをしてきた町であるという話について話しておられる方も多くいらっしゃいました。

次に、「条例が目指すのはどんなまち？」というテーマについてですが、条例が障害理解を深めていくことになるというご意見や、条例ができただけでは現実是不変わるので、つくった後の具体的な取り組みが必要といったご意見、障害者への対応が浸透している町になると良いというご意見、障害のある人たちが発信する機会がたくさんあると優しい町になるのではないかとといったご意見、そして、行政の人に障害の理解を進めて欲しいといったご意見などがございました。

次回は、お手元にもチラシをお配りしておりますが、6 月 10 日水曜日、そして、

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

6 月 13 日土曜日に開催をする予定としております。

次に、2 の差別事例検討部会についてでございますが、4 月 16 日に開催し、事例集に盛り込むべき内容や構成などについてご検討いただきました。

この検討内容についても次回にご報告をしたいと思います。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

今回のココロン・カフェ及び差別事例検討部会については、それぞれの開催日から本日の協議会までの日程が短かったということから、事務局の報告は概要のみの報告でございました。

またそれぞれの会で話された意見等のまとめについては、次回、事務局から報告予定とのことですので、そのように進めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(2)障害福祉関係団体との意見交換の実施について

会 長 ということで、「(2) 障害福祉関係団体との意見交換の実施について」、事務局より説明願います。

事 務 局 企画課高橋でございます。

(高橋課長) それでは、障害福祉関係団体との意見交換会の実施について、資料 2（差し替え）と右上に付番してある資料をご準備ください。

前回の施策推進協議会において、スケジュールの中でもご説明をしているところではございますが、障害福祉関係団体の皆さんとの意見交換会を実施したいと考えております。

団体の皆様とは、昨年 7 月から 8 月にかけて差別を受けた体験や配慮されて助かった対応などについての事例を出していただき、差別解消について意見交換を行ったところでございます。

今回は、これまでの条例の検討状況をご報告するとともに、条例のあり方についてのご意見をいただきたいと考えております。

対象団体につきましては、「2 対象団体」にお示しをしておりでございます。

実施方法等でございますが、日時については、5 月下旬から 6 月上旬を予定しており、今後、各団体と日程調整を行います。

実施体制につきましては、委員の皆様と事務局職員で実施することを考えております。委員の皆様には、毎回 2 名から 3 名の方にご出席いただけるように調整させていただきたいと考えておりますので、ご協力の程、よろしく願いいたします。

時間はおおむね 90 分程度を予定しており、内容は条例の検討状況と条例のあり方に関する意見の聴取を予定しております。

私からの説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、説明を受けて、委員からご意見がありましたらお願いします。または確認されたいこともあろうかと思えます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

皆さんからの了承を得られればですが、各団体宛てに依頼をし、日程が決まった後、2人から3人位の委員に依頼するということですが、どのような団体とどういった方法で日程の調整をするのでしょうか。その辺について、簡単に事務局からまた説明をお願いします。

事務局 (高橋課長) 同時並行的に進めていくことになるかと思えます。団体と複数日程を調整の上、委員の皆様にもその期間のご都合をお伺いし、調整できるところで日程を決めたいというように考えております。

会 長 ただいま事務局から補足の説明がありました。よろしいでしょうか。

皆様からご意見をいただく場合には、視覚障害の方への合理的配慮ということもございますので、お名前を言っていただいてからご発言いただくようお願いいたします。

それでは、この資料2のとおり進めるということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。資料2のように進めさせていただくということでは了承を得ました。

(3)前回協議会の意見交換等に関する振り返りについて

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の理念等

会 長 それでは、(3) 前回協議会の意見等に関する振り返りについてに移ります。事務局より説明願います。

事務局 (高橋課長) 企画課高橋でございます。
資料3をご準備ください。

前回の平成 26 年度第 9 回協議会では、条例等意見等についてご議論いただくということで、(1) 目指すべき社会像について、また、(2) 差別解消のために取り組むべき重要なポイント等について、そして、(3) 罰則についてという3点からご意見を頂戴いたしました。

まず、(1) 目指すべき社会像についてのところから順に、いただいたご意見について説明いたします。

1 つ目に、「共生社会の実現・多様性を認める社会」ということについて、多くご意見をいただいております。

具体的には、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活ができる共生社会といったことや、「差別」という概念がなくなる共生社会の実現といったこと、そして、障害が1つの個性と認識され、あらゆる人々が町中を行き交うような社会というようなご意見でございます。

2つ目に、「自己決定・自己実現・自立ができる社会、生き方の尊重」ということについても多くのご意見を頂戴いたしました。誰もが自己実現できる社会といったことや、「自己決定」、「その生き方を尊重される」ということが実際になされるようになっていくようなまちづくりということかと思えます。

3つ目に、「基本的人権、自由・平等」といった観点からのご意見も頂戴しております。これについては、さきに行われました国連防災世界会議での体験を踏まえて、外国では障害者の方が参加できることが当たり前のことであるのに対し、日本では障害者の参加ということが非常に特別なことになっているということがあり、これはおかしいのではないかというご意見をいただきました。

4つ目に、「障害があってもなくても当たり前に参加できる社会」ということで、条例づくりの目的として、障害があってもなくても同じような生活ができるということが最大の目的であるというご意見を頂戴しております。

2ページに移っていただきまして、5つ目に、「障害理解・相互理解」ということが重要だというご意見も頂戴しております。

6つ目に、「思いやり」を持った、相手の立場を考えられるような社会づくりを目指すということが大切なのではないかというご意見もございました。

7つ目に、「全市民が障害当事者になる共通認識を持つべきではないか」といったご意見もございました。

8つ目は、「仙台らしさ」を打ち出していくということで、先ほどの生活圏拡張運動の話もありましたが、仙台市の市民性やまちづくりの歴史などを踏まえて、仙台市ならではの主張を盛り込めないだろうかといったご意見でございます。

それから9つ目は、条例自体が仙台市の姿勢を示すものであってほしいというご意見も多くいただきました。仙台市としての姿勢を短く印象的な言葉で示していくことや、条例はつくって終わりではなく、つくる前からしっかりと市民の方々を巻き込んでいくことが大事であり、条例ができてからもさらにそれは続いていくといったご意見がございました。

最後に、これは本日改めてご意見を頂戴したいと思っているところですが、「条例の位置づけ」として、条例が目指すのは差別解消なのか、差別禁止なのかということについて、解消と禁止というのでは意味が異なるのではないかというようなご意見を頂戴しております。

次に（2）差別解消のために取り組むべき重要なポイントについて、いただいたご意見を説明いたします。まず1つ目に、「見直しの規定が必要」なのではないかといったご意見を頂戴しております。実施しながら皆さんの声を聞き、そして必要な都度、改定していけると良いのではないかというご意見です。

2つ目に、「差別解消の捉え方」ということで、差別の定義に関わる場所として、これについてもぜひ皆様からご意見をいただきたいと思うのですが、差別的取り扱いということではなく、不均等待遇や不利益取り扱いという書き方をした方が良いのではないかというご意見を頂戴いたしました。

3つ目に、「条例をつくった後の取り組みが重要」ということで、条例は条例としてつくるが、相互理解のための取り組みをきちんとする必要があるというご意見でございます。

次のページに移りまして、4つ目に、「差別とは何かを理解し共有すること」についてでございますが、これは、この言葉とおり「差別とは何か理解し、共有する必要がある」ということに尽きると思うというご意見でございます。

5つ目に、差別事例の蓄積ということ、差別と感じた情報を共有できるような仕組みも必要というご意見でございます。

6つ目に、「障害理解・広報啓発」については、長期・短期視点それぞれの視点に立ち、地域コミュニティとして考えていく必要があるのではないかとことや、周りが障害者を受け入れる体制となり、障害者側の方が必要な配慮を言いやすい雰囲気になることで、社会が良くなっていくのではないかと、良い循環のきっかけになるのではないかとといったご意見がございました。

7つ目に、「障害のある人とない人の出会い・コミュニケーション」といった交流の場を提供していくことがとても大切であるというご意見も頂戴しております。

8つ目に、「障害当事者からの発信・意思表示の支援」ということが本当に大切であるというご意見を頂戴しており、その上で、発信することが難しい場合には、クッションのような役割をする人がいると良いというご意見も頂戴しております。

9つ目に、「相談支援・第三者機関のあり方」としては、理不尽な思いをしたときに、それをきちんと受けとめられるような場が必要であるというご意見をいただいております。最終的には、訴訟で争うというようなことにもなりえるが、そこに至る前の段階において調整をする仕組み、対話する仕組みというものが非常に重要であるというご意見でございます。

次に4ページに移りまして、「アクセシビリティ」ということが大事であるというご意見も頂戴しております。

また、「政策形成への障害者の意見の反映」ということで、市民全体に関わる計画等は必ず障害者の意見が反映されるような仕組みを盛り込んでほしいというご意見も頂戴いたしました。

そして最後に、「分野」的なところですが、震災での経験を踏まえて、緊急時や災害時における安全ということを入れてはどうかというご意見も頂戴しております。

次のテーマに移りまして、(3)「罰則について」ということで、これについていただいているご意見を説明いたします。

はじめに、「罰則は必要」なのではないかというご意見から説明いたします。

まず、命にかかわるものなどひどい事例への対応のために必要なのではないかと

ったご意見をいただいております。具体例としては、誘導ブロックの上に置いてある放置自転車等があげられます。その他、抑止力として必要ではないかといったご意見や、差別事例の公表や差別をした場合の事後防止的な対応も必要なのではないかとといったご意見もいただきました。

その一方で、「罰則は必要ではない・なじまない」のではないかとのご意見も頂戴しておりますので、次にこちらについてご説明いたします。

1 つ目に、「共生社会の実現」という理想に向かうに際しては、罰則を規定するというのはなじまないのではないかとのご意見をいただきました。その中身としては、5 ページに移りまして、相互理解を深めるという意味で、基本的にはない方がよいというご意見や、「障害者だから条例に守られている」というような、溝が深まるような印象を生む可能性があるのではないかとのご意見を頂戴しております。

2 つ目に、そもそも罰則というよりも「何がいけないのか理解を促進する仕組みをつくるということが必要」といったご意見をいただいております。差別をした人に罰を与えるような条例ではなく、話し合いで解決できるような仕組みとして、お互いに何がいけなかったのか、理解し歩み寄り、解決に導けるようになると良いといったご意見でございます。

3 つ目に、第三者による介入・調整の仕組みによる解決をするべきというご意見をいただいております。

それから4 つ目に、現行法で対応できるのではないかとのご意見もいただいております。この条例で罰則というのは難しいのではないかと、また、現行法で対応できるものもあるのではないかとのご意見です。そして、罰則をつくることで表向きだけ差別をしないというような形でとどまってしまうのでは目的に合わないのではないかとのご意見になります。

最後に5 つ目として、罰則規定を設けるとなると、そもそも罰とは何か、誰が決めるのか、どう守るのか、どう罰するのかといったことを条例ができるまで延々と決めていかなければならず、そのような基準をつくるのは非常に困難なのではないかといったご意見をいただいたところでございます。

以上のとおり、前回、3 つのテーマについてご意見をいただきましたが、今回、さらに議論を深めていただきたいと考えている事項を資料3の「2」に記しております。

1 つは、「この条例が目指すのは、差別解消なのか、差別禁止なのか」という点でございます。このことにつきましては、条例の理念につながるものでもあり、今後、内容を検討していく上でも重要な視点になるかと考えておりますので、ご意見を頂戴できればと思います。

それから、もう1 つは「罰則について」でございます。こちらは、議論を深めるというよりは条例における罰則についての説明を、今回、つけ加えさせていただきたいと考えております。

参考資料の「1」をご覧ください。

「地方公共団体が条例で定める罰則規定について」という資料ですが、まず、法制

度における条例は、地方自治法により定められており、地方公共団体が行うその事務について規定をするものでございます。

普通地方公共団体については、地方自治法第 14 条第 3 項に基づき、条例中に罰則の規定を設けることができるとされております。

そこで、「1 条例に定めることのできる罰則とは」のところですが、2 年以下の懲役もしくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収の刑、5 万円以下の過料と記載しておりますとおり、通常の条例で定める罰則については行政刑罰ということになっており、処罰の手続は刑事訴訟法によるものとなっております。具体的には、検察庁に告発をして、検察庁の方でその案件を起訴するか、不起訴にするかということ判断した後、裁判で決めるというような流となります。

前回、協議会の中で出されました差別事例の公表については、罰則として規定するものではなく、あっせん・調整等の手続の流れの中で行われる助言・勧告等、行政指導に関しての公表として規定されるものでございます。

次に、刑罰規定の構成要件の定め方についてということですが、仮にその罰則を規定として定める場合には、罪刑法定主義の観点から、次の 2 つの点が重要となっております。

まず 1 つは、刑罰法規明確性の原則ということで、端的にいうと、下線が引いてあるところになるのですが、処罰の対象となる行為の範囲が明確に規定されていなければならないということになります。罰則を課すことについては、非常に重要な処分になります。その処罰の対象となる行為の範囲が不明確であると、例えば誰かの場合は罰則に該当しなかったが、別の誰かの場合には罰則に該当するというように、人によって判断が変わってしまうなど、罰則自体が安定しない制度になってしまいます。そのため、その罰則がどのようなものなのかを明確に規定する必要があります。

次に、故意犯処罰の原則ということですが、これは 3 行目のところにありますとおり、「罪を犯す意思」すなわち「故意」による行為を処罰するのが原則ということ。そのため過失による行為を処罰するにはその旨の定めが必要になるといったこともあり、刑罰規定を定める場合には、このように厳密な条件がございます。

いただいたご意見の中にもありましたが、差別に関して罰則のための基準をつくるというのは非常に困難かと考えているところでございます。しかし、皆さんご心配なされているような、命にかかわるようなものなどへの対応については、これもご意見でいただいておりますとおり、刑法などの現行法で十分に対応できるのではないかと考えているところでございます。

この条例の中で全てを対応するということはできませんが、相談等においては、最悪のことも想定しながら、場合によっては適切に対応できるところや、法的な効力を執行できる機関につないでいくということが重要であるというように考えております。ですので、皆様からいただいたご意見につきましては、そのようなところをご指摘いただいたものであると理解をしているところでございます。

それから、名前を公表するなど、差別事例の公表等につきましては、罰則というこ

とではないのですが、場合によっては相手方に相当のダメージを与えるものであり、損害賠償の対象にもなり得るものですので、その要件や手続については慎重に検討していく必要があるかと考えます。ですので、他都市の例や、他の事例も参考にしながら、その方法については研究をしていきたいと考えております。

なお、誘導ブロック上に自転車等を置くことに対する何らかの措置ということについては、ご意見として担当部署にお伝えをしていきたいと考えております。

また、ご意見の中に、行政が差別をした場合には、公開した上での罰則とすべきというものがございしますが、こちらについては、もし行政機関においてそのような事例があった場合には、第一義的には苦情というような形で申し立てをしたり、相談や調整などで折り合いがつかない場合には裁判で争うということになると思いますが、相談支援についての議論をする際に、改めて検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

 ただいま事務局から説明がありました。

 今回は、大事なポイントとして、資料 3 の 5 ページの下のほうに、さらに議論していただきたい事項ということが記されておりました。この条例が目指すのは、差別解消なのか、差別禁止なのかというところでご意見をいただきたいと思います。また罰則については、その背景状況について事務局から説明がありましたが、順次皆様からご意見をいただく方向で進めたいと思います。

 まず最初に、この条例が目指すのは、差別解消なのか、差別禁止なのかということで、ご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

 発言いただく際にはお名前を言っていただき、それから発言をお願いいたします。杉山委員、お願いします。

杉山委員 条例の会仙台の杉山です。

 そもそもですが、まだこの条例の名称は仮称であって、最初の頃に一度、これはおかしいのではないかとということで話し合われた経緯があったということを確認したいということと、それ以降は特に何も話し合われていないので、そのような状況で差別解消か差別禁止かと言われても、あまりピンとこないのではないかと思います。そのため、協議会の場では、この条例の名称を正式なものにしていきたいということだけお伝えいたします。以上です。

会 長 杉山委員からは、まずは、この条例の名称についてはじっくり時間をかけて考えていこうという経緯があったことの確認がございました。また、この条例が目指すのは差別解消なのか、差別禁止なのかということについてですが、申し訳ございません、確認として、もう一度ご説明いただいてもよろしいでしょうか。条例が目指すのは差別解消なのか、差別禁止なのかということについてはいかがでしょうか。よろしくお

願います。

杉山委員 差別禁止ではないでしょうかということ。

会 長 差別禁止というご意見でよろしいですか。

杉山委員 はい、そうです。

会 長 ありがとうございます。
他の委員、白江委員願います。

白江委員 どちらかという、やはり差別禁止かと私も思います。その理由としては、まず、解消のほうが緩やかなイメージがあるかと思いますが、私は逆だと思っています。実態として差別があるので、まずはそれを禁止する。そうすることで、その先の解消というものがついてくるのだらうというように私は思います。

そのため、まずは差別を禁止する。差別しないんだということを明確にして、そして、将来的にはなくなっていくということにつながっていくような、そのような仕組みが必要ではないかと思っています。

会 長 今の白江委員のご意見をもう一度確認させていただきます。
差別禁止と差別解消とを比べると、差別解消のほうที่厳しいということでしょうか。確認のため、その点だけもう一度説明願います。

白江委員 現実に差別解消（意識も含む）ということは難しくて厳しいと考えております。禁止というか、いけませんよということを明確にした条例をつくり、その上で解消を目指すということなのだと思います。

それには、かなりの時間がかかる作業が必要になるかと思っていますので、まずはやはり禁止条例をつくっていくべきではないかと思っています。

会 長 今のお話としては、目指すのは差別解消ではあるが、まずは差別禁止ということで条例をつくっていくのが良いのではないかとご意見でよろしいでしょうか。ご意見として承りまして、他の委員の方々からもお話を伺いたいと思います。

他の委員の方から、お名前を言っていただいてから発言願いたいと思います。いかがでしょうか。市川委員、願います。

市川委員 市川でございます。

私は従来、このような条例は差別禁止ではないかと思ってきていたのですが、国では差別解消法ということがあり、私からすると、国民への相談なしに解消という言葉

を使ったのではないかというような気持ちがございました。なぜ禁止でなくて解消なのだろうかと、ずっと心の中で理解できていないままに現在まできているような感じが少しあります。

白江委員の意見と少し似ているのですが、解消というと、既にあるような状態のものをとにかく全部ない状態にしようというように捉えられると思います。別の言い方をすれば、白紙にするといったことなどでしょうか。それとは別に、禁止といったことを考えた場合、一点、危惧することとして、差別禁止と言ってしまうと、前の意見にもありましたが、条例の意味がなかなか市民に理解されなかった場合に、印象として、障害者が特別に何か優遇されているというような、溝のようなものを生む可能性があるのではないかとといったことや、条例自体が浮いた存在になってしまうのではないかとといった懸念があるかと思えます。そのような余計なところに神経を使った結果、禁止という言葉をあえて使わずに解消にしたのではないかとというように少し思っています。その辺は、最初からそのような懸念を背景にした様々な事情を汲んで解消にするということではなしに、いけないものはいけない、これは絶対にしてはいけないんだということで、禁止とするのであれば、当然罰則もあるというように私は思います。そうではなく、解消とする場合には、あまり罰則はなじまないというように思っています。

以上のような疑問を含んだところから発している意見ですので、今後、皆さんの意見も聞きながら、整理していきたいと思えます。私の意見としては以上になります。

会 長 市川委員，ありがとうございました。
他の委員からもご発言をお願いしたいと思います。
目指すのは差別のない社会ではあるが、その前に禁止ということで条例を進めていくべきだというのが白江委員のお話でありました。
川村委員，お願いします。

川村委員 川村です。
私たち小児科医の立場から言うと、禁止と解消がいったいどのような定義のもとに成り立っているかということが、まず非常に難しく感じます。それからもう1つは、禁止と解消というものは別々に考えるべきものではなく、恐らく表裏一体のものであると考えます。失礼な言い方をすることを少しばかりお許しただければ、我々の立場から見れば、解消というスタンスでいくのが一般的ではあるが、障害をお持ちの方から見れば、当事者として、禁止ということになるのかと思えます。その点をどのようにすり合わせをしていくのかということが一番の問題であり、そして、将来的に目指すのは、今までの皆さんのご意見にもありましたように、差別のない社会であり、「それぞれが尊厳を持った」ということを念頭におくと、先ほど白江委員のお話にありましたように、行きつくところは解消であるかと思えます。それぞれをどのように組み合わせながら条例をつくっていくかということがおそらく大事なことであり、

例えば、我々子どもを扱う立場からいうと、教育の中で子どもに禁止を伝えることが正しいのかを考えると、おそらくそうではないかと思います。今学校の先生もいらっしやいますが、例えば、特別支援学級の子どもたちが一般の教室の中で分け隔てなく教育を受けていながら、子どもたちが互いに支え合いながら成長していく様子を見守るということになるかと思います。

私も小児科医の立場からいいますと、やはり解消と禁止というのは両輪として一緒に進めていくべきであり、ゴールは解消に向かうのではないかと考えます。

会 長 ありがとうございます。条例が目指すのは差別解消なのか差別禁止なのかという議題ではありますが、この条例の趣旨に沿った話として、差別のない地域づくりを目指すということではないかという意見が、川村委員と白江委員からございました。

時間の都合上、あと 2 名か 3 名の委員から発言をいただきます。

諸橋委員、お願いします。

諸橋委員 諸橋です。

差別禁止といった場合は、具体的に、本当に差別があるのだと思います。合理的な配慮であるとか、あるいは間接的な差別という言い方などもありますが、少なくとも私が知っているところと言えば、かなり直接的な差別だってあるわけです。そのこと自体が刑事罰の対象になることもあり、あるいは労働現場において蹴飛ばされたり、不当な扱いを受けたということであれば、例えば、労働基準法に違反するなど、他の罰則の与え方はあるのだろうと思います。しかし、やはり差別というのは、本人たちにとっては直接的にしてはいけないこと、受けてはならないこととしてあらわれてくるのだと思いますので、それは明確にした方が良いのではないかという感じがいたします。そのことを通して、変えるべき社会が見えてくるというか、解消の方に向かっていくのではないかと思います。

そういう意味では、差別禁止ということをはっきり課すということがとても大事なことなのかと思います。

会 長 ありがとうございます。

ただいまのご意見についても、差別のない社会を目指すというものでございました。またそういう意味では、白江委員がおっしゃったように、差別解消の方が本当は厳しいような状況で、その前の段階として差別禁止という考え方も示すべきであるというご意見をいただきました。

ただし、ここで一度、杉山委員のお話に戻りますと、その条例の名前に差別禁止や差別解消を入れるかどうかといったところについてはまた別のことであり、それは後から議論しましょうということでもよろしいでしょうか。

以上のような流れのご発言がありました。久保野委員、よろしく願いいたします。

久保野
委員長

禁止という言葉が、法的にという意味ではなく、法律・条令に定めた場合の効果あるいは印象といったことを考えながら、今までの意見を伺っていたのですが、確かに誰が見ても明白にこれはひどい、不利益な扱いだ、差別だといえるような事例について厳しく当たれるようにするため、それを明確に示すということはとても大事なことだと思います。

しかしその一方で、理念などで出ています共生社会といったことや、誰もが個性として尊重し合う社会をつくっていききたいといったことなどが目指しているのは、教育現場の例が出ているように、おそらく皆が理解して、禁止されなくてもしない、自然にしないという社会なのだと思います。

また、合理的配慮というものについてどのように扱うかといったことは、事業者側等が障害を持った方の特性を真に理解してやったつもりであったとしても、それが本当に合理的と言えるかどうかというのは、おそらくなかなか自信を持って判断できないような事柄だと思いますので、合理的配慮については、相互理解や議論の場をつくっていくということが重要とっております。私なりに考えていますが、先にお話ししたように自然にみんなが理解をして、差別をしないような内在的な社会というものをつくっていくということを考えた場合には、一般的に使う禁止という言葉は、少しそぐわないのではないかと感じしております。

禁止されるというニュアンスを法的に定めてしまうと、そのことがなぜしてはいけないことなのかといったような本質的なところを理解・納得しないまま、そのようなニュアンスが強く印象として残るのかなという気がいたします。

そこで、他の法律で少し想像してみたのですが、虐待関係の法律などですと、わりと「防止」という言葉が使われており、それなども、おそらくはあらかじめしない方に持っていききたいという意図によるものだと思います。つまり、事後的な処罰というより、事前にしないということを示したいということなのかと、今のところは思っております。

最後にもう 1 つ、白江委員が最初におっしゃった差別解消と禁止の関係が、本当は解消のほうがより厳しいというか、重いという考え方については、私も賛成であり、考え方として大事にしたいと思っております。

以上です。

会長

ありがとうございます。

差別禁止ということになると、法的な捉え方というものがあるというご意見でした。これはとても大事なことなので、今回の議論だけで明確になるものではないのかもしれませんが、ご意見として承り、そして、罰則についてはその次にお話をいただくということで、これまでの意見を踏まえて委員の皆様からさらにご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

橋浦委員、お願いします。

橋浦委員

お疲れ様です。橋浦でございます。

私は高次脳機能障害の当事者でございます。7年前に発病しまして、それ以前は普通に働いており、今現在も、障害者雇用として働いております。

その両方の差というのは非常にわからないものでして、以前は障害者がどうか、差別がどうかといったことを考えたことはありませんでした。そして今は、障害者側となりましたが、皆に囲まれて、お前はこうだ、こうだと言われるような、俗にいういじめのようなことというのは皆無です。そういったことは一切ありません。しかし、ちょっとしたような、例えば「何とかさん、電話ですよ」とつないだときに少し嫌な顔をされるといったことや、頼まれたことをどうしても忘れてしまったりするので、「何でしたっけ」と確認した時に、「もういいよ」と言われてしまったりだとか、そのようなことはわりとあります。ただそれを差別というのかどうかというと、非常にその線引きは難しいのかなと思っております。個人個人、障害を持っている方が様々な体験をされており、私はもう完全にいじめられているという方もいるかもしれません。そしてその対応として罰を与えるということが大事なのかもしれません。しかし、まず何をもって差別というのかという、その線引きが非常に難しいと思います。まずはその定義を共有しないと、おそらくは相手方はそれほどいじめや差別をしているという意識はないと思うのです。少し本末転倒というか、また元に戻るような話で恐縮ではあるのですが、「橋浦さん、今ここに混ぜても話にならないからいいよ、あっち行って」というような発言などを、こちらは差別として受け止めたりすることもあるのですが、ただ文句を言ったから罰則だというのは、少し違うのかと思いますので、やはりそこをしっかりしないといけないのだと思います。

以前はそのようなことはなかったことでも、ちょっとした一言一言で傷ついたりするのも事実でありますので、その辺の線引きというのは非常に難しいのかと思っています。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

先ほど事務局から議論していただきたいことということで、この条例が目指すのは、差別解消なのか差別禁止なのかといった提示がございました。本日いただいた委員の皆様からのご意見では、とにかく「差別のない社会」をつくるということが共通した意見としてあげられていたかと思っております。その上で、その前の段階として、差別禁止という言葉を使うかどうかということについては、今のところ、それぞれの委員の方から様々なご意見がございますので、さらにまた別の会にもこの話を検討することによって進めてまいりたいと思っておりますが、事務局、いかがでしょうか。

はい、では委員の皆様、これは大事な問題ですので、そしてまた本日は差別についての定義というテーマもございますので、本日の委員の皆様からのお話を受けて、また改めて議論する、ご検討いただくということで一旦議事を進めさせていただきます。

す。

それから、罰則についてです。罰則についてということでは、橋浦委員からは、線引きすることの難しさについてのお話がありました。また事務局からは、事務局の今の考え方ということで、様々な専門の領域の方と話をしたりした結果、この罰則というのは定義などを含めてなかなか難しいところがあり、大事なことは法的機関にしっかりつなぐということではないかという説明がございました。

また、先ほど、点字ブロック上の自転車等に例えられたような事案については、これは大事なことです。これについても法的に別の法律で、裁判という方法があることも含めて、対応できるものではないかと考えている旨の説明がございました。以上のことも含めて、事務局としては、先ほどの参考資料 1 の内容も踏まえつつ、この罰則という言葉通りの内容のものについては、なかなか難しいのではないかという視点での発言であったように思います。

委員の皆様、次はこの罰則についてということで議論をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

このことについては、久保野委員からまずお話しいただいた方が良いかと思いますが、いかがでしょうか。

久保野
委員

まず前回、罰則について議論をなされた時に、欠席しておりましたので、その点について申し訳ございませんでした。

罰則そのものについてですが、刑罰を科すのかという意味で考えた場合には、事務局のご説明にあったとおりなのではないかと思えます。権力によって強制力を与えるという重大なことです。この意味での罰則を条文に入れようとする、差別の定義といったものでは済まないかなり細かな、大変なことが必要になるのだと思えます。

その上で、従来の議論において罰則というものが必要といわれていることの趣旨としては、実際に差別をされてしまった時や、されてしまいそうな時に、どのように実効的に防止するのか、あるいは差別をしてしまった人に対し何も事後的な不利益を与えずに、本当に防止できるのかという、実効性を念頭に置いた一般的な議論ではないかというように思えますので、そこを議論すべきではないかと思えます。

また、例えば、法律にも虐待をしてはならないという条文があり、それらの条文では、してはならないとはっきり禁止の形になっています。しかしこれらは、先ほど事務局からのご説明にも、曖昧な文言で刑罰を科すことはできないとありましたが、それが守られなかったからといって刑罰が科されるというものではありません。だからといって条文に載せる意味がないというのではなく、法律にそのようにはっきり載せることで、人々にそれがいけないことなのだとしっかりと分かってもらうという目的があります。このような法律が国の法律でも出ていると思えますので、そのようなことや、先ほど事務局からご説明がありましたように、別の行政的な手段での対応のことについても、様々な懸念事項があるかと思えますが、検討していこうということな

のではないかと思います。いかがでしょうか。

会 長 ありがとうございます。

というようなことを含めて、ほかの委員の皆さんから発言をいただきたいと思います。今日は弁護士の委員の方はいらっしやらないのですね。

はい。それでは市川委員、またお名前を言っていただいてから、ご発言願います。

市川委員 市川でございます。

難しいことはよくわかりません。それで、他の自治体での差別解消法に基づく条例に、罰則のようなものを設けている先行事例のようなものがあるかどうかを、事務局の方で調べていただければと思います。なければないで良いのですが、もしあるのであれば、こういうところにはこのようなものがあるというようなことを提示いただければ、参考になるのではないかと思います。

それから、刑事罰に入るかどうかは分かりませんが、例えば、そういう障害者のことを知らない、こういうことをやってはいけないということがわからない人たちに教えるということも、そういうものの大きな範疇に入るのか。例えば、ボランティアをしてもらうというように、そういう現場に入ってもらうということも、そういう範疇に入るのか、その辺がよくわからないので、私はその辺の整理の必要性があるのではないかというように感じました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

諸橋委員、お願いします。

諸橋委員 諸橋です。幾つか、今のお話に通じることかもしれませんが、私は直接的に罰則規定を入れずにしても、きちんと法的に守りますといったことや、こういうことに関しては他の法律を利用して防衛するといったように、差別の解決につながる手段的なものは、条例の中に記載して欲しいと思います。

これまで、例えば、蹴飛ばされたり、でこぴんをされたり、精神的に追い詰められたりして職場を辞める、あるいは再就職をしたが怖くて勤められないという状況になってきた人達を見ました。また、同じ企業が 10 数年後に同じことを繰り返すという事例もあったりするなど、そのような実態を考えると、労働局に訴えてもなかなか追求し切れない。主体が、こちら側がです。解決も見えてこないという状況があります。そのようなことを考えると、会社に対しては行政指導が入るとか、あるいは当事者に対しては法的なことも含めてバックアップするとか、また労働局なり、法律の専門家などがそれを支えてサポートしていくというような相談支援をするといったような仕組みで、障害者に対する差別を許さない、しないといった体制をつくっていくということがとても大事であり、むしろそのことがきちんと条例の中に示されてい

くということが大事なことではないかというように思います。

会 長 ありがとうございます。

ただいまの諸橋委員のお話は、先ほど事務局からの説明の中で、相談という仕組みをつくり、法的なところにつなぐということも含めてという話と同じような話でもございます。とても大事なことです。これらのことも含めて、市川委員がおっしゃいましたように、他の条例ではどのようになっているのか。

では、事務局、お願いします。

事 務 局
(高橋課長) 障害企画課高橋でございます。

9月5日の協議会でお渡しした資料の中に入っているのですが、各自治体における条例について説明いたします。

罰則を設けている場合として、相談を受けている人が相談の内容を漏らした場合に、罰則や罰金といったものを課すということを定めているところがあります。これについても、定めているところと定めていないところがあり、個人情報の取り扱いについては、条例の中で定めなくても別の法律で定めることが可能ですので、そのように考えております。

会 長 ありがとうございます。

そのようなことで、この議論もなかなか難しいところがあります。罰則については、他の条例にその相談にかかわった人が情報を漏らすということへ対する罰則はありますが、その他の罰則規定は今のところないということでした。さらに事務局にはこの件について確認していただくこととして、議論の途中ではありますが、今の意見を踏まえて、再度、短い時間になるかもしれませんが、次回なりに話題を深めるように検討していくということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、お約束の時間を過ぎてしまいましたが、10分間の休憩に入らせていただき、休憩後、(4)「差別」についての定義に時間を割かせていただきたいと思います。

(白江委員より「会長、すみません。ちょっといいですか」の声あり)

はい。

白江委員 罰則のことについて、私はどちらかというと罰則はあった方が良く考えておりまして、先程の市川委員の意見と同じような考え方になるのですが、刑罰と、あっせん・調整との中間的なものとして、例えば、道交法では違反した場合に必ず講習を受けなければいけないというものがありますが、それと似たような形で、講習や研修といった、啓発的なものなど、ある程度強制的にでもそのような機会をつくっていくというくらいのもものは最低限あっても良いのかなというように思います。ですから、過料を

科すとか拘束するといったことだけではなく、広い意味での罰則という言い方が本当に適切かは分かりませんが、そのような視点もぜひ検討はしていくべきだと思います。以上になります。

会 長 ありがとうございます。

弁護士会の委員の方が今日はいらっしやいませんで、またご意見をいただきながら、次回も今の意見を踏まえて議論を継続するというところでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）事務局もよろしいですか。

それでは、10分の休憩に入ります。よろしく願います。

（休憩 10分）

(4)差別についての定義

会 長 では、委員の皆様、お席に着かれたと思いますので、後半に移ってよろしいでしょうか。

前半に行った議論については、弁護士会の橋本委員もいらっしやる時に、ご意見をいただきながら、本日いただいたご意見も踏まえて、再度議論をしましょうということでした。

それでは、後半の議論になりますが、またもう1つとても大事な議論になります。

（4）「差別」についての定義（案）について、事務局より説明願います。

事 務 局
(高橋課長) 障害企画課の高橋でございます。

それでは、資料4をご覧くださいと思います。

初めに、これまでいただいたご意見などを踏まえて、定義の考え方を整理いたしました。

まず1つ目として、「条例で規定されるべきこと」についてご説明いたします。

条例は障害を理由とする差別を解消するために制定・施行するものであるということ。また、解消すべきは、障害者に対する障害を理由とした差別であるということ、まず確認したいということになります。

2つ目に、「条例における障害者の考え方」ですが、ここでいう障害者は、障害者手帳所持者に限定するのではなく、現に社会的障壁の除去が必要な障害者基本法、障害者差別解消法に規定される障害者とすべきであるということを書いております。

3つ目に、「条例における差別の考え方」でございますが、解消すべき差別については、差別事例検討部会において収集事例の分析を行い、次の3つに分類をして検討を行ったところでございます。

まず、偏見や誤解などに起因する障害を理由とした拒否、制限、条件付与などです。

それから、障害特性に関する無知などに起因する、障害者に対し必要な配慮が不十分であることなどです。

そして、障害を理由とするというよりは、一般的ないわゆる不快な対応ということ

でございます。

条例における差別は、障害を理由とする拒否など、なされた「行為」で判断すべきであると考えております。ただし、背景に障害者に対する偏見や誤解があることにより、サービス等の提供に積極的ではないということも推測されることから、啓発を行うなどの改善策について検討していくということを書いております。

4 つ目に、「差別の定義の必要性」についてですが、これも何度もご意見をいただいていることではありますが、条例により差別解消を進めていくためには、差別とは何かを定義し、市民全体で共有することが必要であるということを書いています。

5 つ目に、『『不当な差別的取扱い』と『合理的配慮の不提供』』についてでございますが、条例には差別事例検討部会での検討を踏まえて、差別に当たる行為として、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を規定する。

それから、「不当な差別的取扱い」は禁止されるべき差別であり、より多くの人に周知されることが必要になると考えられることから、障害者差別解消法よりわかりやすく規定することが望まれる。例えば、障害者が社会生活を送る上での様々な場面や分野ごとに規定するなど。

一方、「合理的配慮の不提供」は、提供される側の障害者と提供する側の事業者それぞれの状況を踏まえる必要があることから、一義的な規定は難しいが、障害者差別解消法等を参考に規定していくこととするといったことを載せております。

次に、「2 差別についての定義（案）」について説明いたします。

（1）差別に当たる行為としては、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供について、より具体的にわかりやすいように、条約や法律と合わせて、国の基本方針などを参考にしながら定義しています。

まず、不当な差別的取扱いですが、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、または提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件をつけることなどにより、障害者の権利利益を侵害することと書かせていただきました。

それから、合理的配慮の不提供については、障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられるべき措置を提供しないことと書かせていただきました。

次に、（2）条例の対象とする障害者につきましては、障害者基本法及び障害者差別解消法を参考にしていますが、対象とする障害者については、障害者基本法及び障害者差別解消法で規定する障害者、すなわち身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしております。

なお、社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものであるとい

うことでございます。

最後に、「3 議論していただきたい事項」ということで、差別の定義について、特にご意見をいただきたい部分について、お示しをしております。

1 つは、「不当な差別的取り扱い」に該当する行為については、「不均等待遇」や「不利益取り扱い」と位置づけるべきとのご意見もありますが、これについてどのように考えれば良いのかということです。

それから、2 つ目としては、差別に該当する行為の規定について、最初に「原則」を記載すべきであり、「不当な差別的取り扱い」における「正当な理由がある場合」や「合理的配慮の不提供」における「負担が過重でない場合」などの除外規定に関する部分は、「ただし書き」にすべきという意見がありますが、これについてどのように考えれば良いかということです。事務局として特にご意見をいただきたいのはこの点でございます。

なお、参考といたしました法令、国の基本方針などにつきましては、参考資料 4 にまとめておりますので、ご了解いただければと思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明があり、特に「3 議論していただきたい事項」の（1）と（2）の 2 点について、議論していただきたいという提案がございましたが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

そういたしますと、まず最初は（1）です。「不当な差別的取扱い」に該当する行為については、「不均等待遇」や「不利益取り扱い」と位置づけるべきとの意見もあるということで、その意見について、まず最初に、杉山委員から説明していただいでよろしいでしょうか。それぞれの定義の説明も含めて、委員の皆様や、私にもわかりやすいように、具体的にどのように差がある表現なのか説明願います。

杉山委員 条例の会仙台的杉山です。

まず、最初に「不当な差別的取り扱い」のことについてお話ししたいのですが、確かに、内閣府が出してきた基本的な方向性というものについては、「不当な差別的取扱い」と法令で書かれてあります。これは 2 月 24 日に閣議で決定したものに正式に書かれております。しかし、私たち条例の会として考えていることとして、差別の定義について説明するときに、その表現に差別という言葉を使うのは根本的におかしいという思いがあります。やはり別の言葉で表現した方がわかりやすいのではないかと思います。均等に扱われていないのではないかと。不利益な取扱いがされているのではないかと。如実にというか、わかりやすく表現できるのは、「不均等待遇」や「不利益取扱い」という言葉だと思うのです。「不平等な差別的取扱い」では逆にわかりにくいのではないかと。これが我々の意見です。

会 長 ただいま杉山委員から（1）についての説明がありました。委員の皆様からもご意見をいただきたいと思っております。

ただいまの杉山委員の意見は、この「不当な差別的取り扱い」と、「不均等待遇」、「不利益取り扱い」が違う表現になっている、「不均等待遇」や「不利益取り扱い」は、「不当な差別的取り扱い」ではないということでしたでしょうか。

それともう 1 点は、国で決めたのは「不当な差別的取り扱い」ではあるが、それをそのまま使うのではなく、検討した方が良くはないかというご意見でしたでしょうか。その辺が少しわからなかったので、もう一度説明願います。

杉山委員 差別のことを説明するときに、二重に差別という言葉を使っていて、非常にわかりにくいのではないかという意見です。

会 長 杉山委員から、「不当な差別的取り扱い」よりも、「不均等待遇」や「不利益取り扱い」の方がわかりやすいのではないかという意見について説明いただきましたが、委員の皆様からもご意見を求めます。いかがでしょうか。

諸橋委員、またお名前を言っていただいてからご発言願います。

諸橋委員 諸橋です。杉山委員が考えている、「不均等待遇」とは何か、「不利益取り扱い」とは何かといった話について、もう少し具体的に説明してもらった方がわかりやすいのではないかと思います。

会 長 杉山委員、お願いします。

杉山委員 要するに、ポイントは差別なき支援ということ考えたときに、私たちは一般の市民と同じようなことをやりたいとか、そのように思っているわけです。それが、できていないのは差別なのではないかと思っているわけです。そういった差別を表現するときに、同じ差別という言葉で説明するのはわかりづらいということです。

会 長 よろしいでしょうか。

差別に当たる行為ということについての議論ですが、委員の皆様、何人からかまたご意見をいただきたいと思っております。

杉山委員のお話では、「不当な差別的取り扱い」というよりも、「不均等待遇」「不利益取り扱い」と位置づける方がわかりやすいのではないかというご意見でした。そのことに関して、皆さん、ご意見いただきたいと思っております。いかがでしょうか。市川委員。

市川委員 市川でございます。

ただいまの議論は、資料 4 裏面の一番上に、「2 「差別」についての定義（案）」があって、「(1) 差別に当たる行為」、「①不当な差別的取り扱い」とありますが、この見出しがもう少しわかりやすくした方が良いという意味なのでしょうか。

会 長 杉山委員のご意見はそこなんですかということの確認ですよね。

杉山委員 この差別解消法などの話をしたときに、「不利益取り扱い」や「不均等待遇」という言葉をずっと使ってきて、合理的配慮が大事だよとずっと言ってきました。そのようなときに、最近 1 年間で、内閣府で差別的取り扱いということで急にこの言葉を使い出しました。私たちとしては、こういうことは言いたくないのですが、権利を持っているのだと。その権利を侵害されているのだということをきちんと正面からというか、向き合って欲しいという思いがあります。そういう意味で、健常者と私たちとは明らかに私たちが不利益というわけですから、そういうことで使われている言葉なのできちんと使ってほしいという思いがあります。

会 長 それで、この差別についての定義の説明の中で、この説明の差別に当たる行為は、私が考えますと、合理的配慮の不提供も差別ですよということを示すという大きな役割がある項目ですよ。つまり、大事なことは、差別に当たる行為として、不当な差別的取扱いは差別だが、それだけではなく、合理的配慮の不提供も差別ですよということを文脈の中で明確に示すということ。その「不当な差別的取り扱い」についておっしゃっているんですかということが、市川委員の確認です。

しかし、このところが、先ほど杉山委員は差別に関する条例なので、またここで差別と二重に使うのはおかしいというお話もあったものですから、確認されたのだと思います。差別はそれだけではなく、合理的配慮の不提供も差別だということをしかり明確にすると、もう一度市川委員に説明をお願いします。その中で、杉山委員のご意見の個々の「不当な差別的取り扱い」というところに「不均等待遇」「不利益取り扱い」と書く方がいいという意味での提案なのかということかなと思いました。そのとおりでしょうか。

市川委員 市川でございます。

まず、その見出しそのものを変えたいというように杉山さんがご提案されているのか、または、今会長がおっしゃったように、この項目は今のままで良いのだが、ここに書いている定義の内容をもっと具体的に書くべきというようにおっしゃっているのか、それが少し聞いていてよく理解できなかったの、確認させてください。

会 長 杉山委員、いかがでしょうか。

杉山委員 杉山です。きちんと同時に、差別的取り扱いという文言ではなく「不利益的取り扱

い」や「不均等待遇」というようにその項目のところに書いてほしいということです。

なぜ書いてもらいたいかというと、私たちとしてはこの 2 つがわかりやすいのではないかと考えますので、これが良いのではないかと考えております。

会 長 ではほかの委員、白江委員、お願いします。

白江委員 杉山委員と同じかどうかわかりませんが、私の感じとしては、権利条約の中では、障害に基づく差別というのは、障害に基づく区別であったり、配慮のことや制限があるといけないというような、他の人との平等性というところを欠いていたと思うのです。多分、そのことなのかと思っていて、要するに、差別というのは、ほかのものと平等性が担保されていないというか、保証されていない状況を意味するという意味では、差別的取り扱いという表現よりも、「不均等待遇」などのほうが実態的にもわかりやすく表すことができると、私も思います。

会 長 ほかの委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。

ここで扱っている中身は、合理的配慮の不提供の差、差別という考え方を示すためにあるわけです。そのことも踏まえてご意見をいただきたいと思います。

「不均等待遇」については大事な理解を進めることでもありますが、ここの項目の①不均等待遇ということになるのかどうかというご意見も含めて、佐々木委員、お願いします。

佐 々 木 佐々木です。

委 員 杉山委員がおっしゃっていたことを私なりに理解をすると、差別についての定義という括弧書きの「差別」というところは、広く皆様にどういうことが差別なのかということが伝わらないうちに「不当な差別的取り扱い」と表現しても、それはなかなか伝わらないのではないかとということを杉山さんはおっしゃっているのではないかと思いました。ですので、その差別についての定義という括弧書きの「差別」をまた①不当な差別的と表現してしまうと、その差別とはどういうことなのかわからない人にとっては二重にわかりづらくなるのではないかとということかと思いました。

それで、杉山さんがおっしゃっているのは、障害を理由として一般市民と同じではない対応をされたことを差別と言うのですよということがわかるような表現にしないと、ここの項目がわかりづらくなるのではないかとということにおっしゃっていると私は理解したのですが、いかがでしょう。

会 長 はい、ありがとうございます。個々の委員のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

むしろ、この中身の表現の中に、その趣旨をきちんと踏まえてほしいということですよね。

そしてまた、ここは合理的配慮の不提供も差別ということを表現するためのものですが、①のほうに具体的にわかるようにしてほしいということですよ。はい、ありがとうございます。

さて、委員の皆様、いかがでしょうか。目黒委員、お願いします。

目黒委員 何を言っているんだかさっぱりわからないと思っていたのですが、今よくわかりました。

私のわかり方だと、その差別に当たる行為とは、「不当な差別的取り扱い」ではなく、「不均等待遇」や「不利益取り扱い」という言葉に変えたとして、これは、例えば、ラーメン屋さんに待っている人がたくさんいて、障害者は並ぶなというのが差別的取り扱いで、それで、「合理的配慮の不提供」というのは、できるのに障害者も並んでもいいよという状態をつくり出さないことが合理的配慮の不提供かと思っていたのですが、どうでしょう。そういう理解でよろしいでしょうか。

私もわからないので、子どもにどうやって説明するのかを考えないと、具体的な説明というのを、ラーメン屋さんではないにしても、何かそういう事例に置きかえてやってもらえるとわかりやすいかと思いました。

会 長 わかりやすく伝えるということはとても大事だということですよ。

それでは、事務局から議論していただきたい事項ということで、では、杉山委員の提案について、障害を理由とした異なる取り扱いということなのか、この「不均等待遇」というのをどのような文言で入れるのかということ、次のときまでに提案していただいてよろしいでしょうか。それがわかりやすいという表現であれば、そうですね、目黒委員。

今日はどこの部分をということでの確認にとどめさせていただいて、よろしいでしょうか。

では、次回整理していくということで、杉山委員に、さらに中身について具体的に、どのようにわかりやすくなるのかということも提案していただきながら、その提案に基づいて、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。いいでしょうか。

そうすると、次、また（２）の議論していただきたい事項ということで、差別に該当する行為の規定は、最初に「原則」を記載すべきであり、「不当な差別的取り扱い」における「正当な理由がある場合」や「合理的配慮の不提供」における「負担が過重でない場合」などの除外規定に関する部分は、「ただし書き」にすべきという意見があるとのことですが、どなたの意見でどのようにしたらいいか、具体的なイメージが湧くように説明願いたいと思います。いかがでしょうか。これは協議会の中からの意見でしょうか。

事務局、説明願います。

事務局 この意見は、協議会というよりは、ココロン・カフェの時などにいただいているも

(高橋課長) のです。ぜひ皆さんにも考えていただきたいと考えております。

会 長 そうすると、具体的に、この内容は具体的にどのような表現になるのか教えていただけますでしょうか。

事 務 局 障害企画課高橋です。

(高橋課長) 例えば、(1)の①のところですが、障害者に対して「正当な理由なく」というのは外して、「障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するまたは提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない」といったような感じの書き方です。

それと、合理的配慮であれば、「障害者が日常生活や社会生活における様々な制限をもあらず原因となる社会的な障壁を取り除くため、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられるべき措置を提供しないこと。ただし、その実施に伴う負担が過重でない場合は、その限りではない」といったような書き方です。

会 長 という書き方にするということについての意見もありますが、皆様、いかがでしょうか。久保野委員、お願いします。

久 保 野 意見というよりは、論点確認のことですが、1つまた蒸し返すのをお許しください。
委 員 第1の論点の方についてですが、先ほどの「均等」という言葉を入れるかという話についても、白江委員のほうからご指摘がありましたとおり、障害のない人と比べてときに、違う扱いをしていれば、原則としてそれは禁じられる差別なんだというように考えて、けれども、正当・不当とが判断されるという発想をとるのか、もしくは、そもそもその扱いといっても様々な行為があり得るので、正当ではないものだけ禁止すると考えるのかという大きな出発点の違いがあるように思っていました。

第2の論点もおそらく同じ話ではないかと思いますが、先程のラーメン屋さんの例でよろしいのだと思うのですが、その1つの状況があつて、違う扱いがとにかく客観的に見てなされているとなったら、基本的にはグレーあるいは黒と見て、少し表現は良くないですが、基本的には禁じられるべき、防ぐべきことだというように評価をする。けれども、もっともな理由がある場合には、それは除きましょうと見ていくのか。そういう出発点といいますか、原則をどう見るかというところで、私が推測いたしますと、先ほどの杉山委員のご意見であった、同じ扱いをされないということがポイントというのは、その辺にあるのかと思います。これを踏まえると、言葉というよりは理念といったところは、原則でいいのかと思います。

会 長 ありがとうございます。

さて、ほかの委員のご意見もいただきたいと思います。いかがでしょうか。

先ほど事務局からもありましたように、その表現というのもここにあったほうが私

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

たちもわかりやすかったらうし、その条例の会の提言であれば、その具体的な表現もあつたほうが、多分考えやすかつたのかと思ひました。

そうであることと、このもともとの表現とを比較しながらご意見ということになりますが、いかがでしょうか。市川委員、お願いします。

市川委員 市川でございます。

ただし書きにするのとしなひのとで、どのようにインパクトが違ふのかということをし少し考えたときに、このような視点で条文などを見てきたときの印象として、「ただし」とあると、これは除かれていふからいいんだというやうな、逆の効果が与えられてしまふのではないかとし少し危惧します。「明確にする」と記載していくためにもただし書きの方がいいという考え方だと思ひますが、例外規定のやうなことをぽんと出されると、例外のほうがか重視されてしまふやうな印象を受けてしまふのではないかとし少し心配しました。

会 長 ありがとうございます。

「ただし」とした方が、印象としてそちらのほうを選びやすくしてしまふのではないかとしご意見ですよね。そのやうなご意見でありますか、他の委員の皆さんはいかがでしょうか。黒瀧委員。また、お名前を言ひていただひてからお願いします。

黒瀧委員 精神障害者家族会の黒瀧と申します。

私の場合は、この文面ではいいと思ひます。

会 長 この文面というのは、ただし書きにした方がいいのか、しなひ方がいいのか。

黒瀧委員 ただし書きにしなひでいいと思ひます。ただし書きというか、さつき目黒委員さんがおっしゃつた、ラーメン屋さんの例はししくだけ過ぎてしまふと思ひのですが、皆さんにわかりやすく、もうし少しだけ表現をつけ加えていただひたらと思ひます。

会 長 ありがとうございます。

ただし書きをしたときの印象ということで、市川委員からもありましたし、また、黒瀧委員からもただし書きではない方が伝わるというやうなご意見もありましたが、他の委員の皆様から、どうでしょうか。

柴田委員いかがでしょうか。これまで議論してききましたが、柴田委員は民生委員の立場ということで途中から加わられたといふば途中から加わられたわけですよね。そのやうな立場から、その表現の響くものといふのはどういふものなのか、お考えがありましたらいただひたいと思ひます。いかがでしょうか。

柴田委員 民生委員の柴田でございます。

今、ご意見をということでございますが、差別ということについての言葉自体を一般の方が耳にしたときにどのように響くのかなということをもまず考えました。余り通常的に差別差別というようには思わないこともあるのではないのかと思います。まだ途中からでよく考えがまとまっていないところでして、大変恐縮ですが、もう少し勉強してからお答えしたいと思います。すみません。

会 長 ありがとうございます。

ココロン・カフェの中でも、柴田委員が今おっしゃったようなお話が出てきます。少し話が戻りますが、差別禁止といわれても、それではなかなか民生委員の方が参加しても、市民の方が理解しにくい、届かいのではないかと。そもそもこの条例は誰に届けるのかということも踏まえながらのことですが、そちらの話に少しだけ逸れてしまいました。また元に戻らせていただいて、ただし書きにすると、かえって、インパクトが弱くなるのではないかというご意見もありました。久保野委員、お願いします。

久 保 野 久保野でございます。

委 員 先ほど、原則、出発点に影響するというようにお話をしましたが、例えば、①の方でいいますと、障害者の方が自分は不当な差別的取り扱いを受けたんだということを訴えていて、他方で、やった方、条件を付けたりした方はそのつもりはないというように言っているというときに、正当な理由があったんだ、だから許されていていい行為なんだというように、主張というか、周りを説得しなくてはいけないのがどちらになるのかということが変わります。根本的にいえばそういうことになるというのがただし書きにするかしないかでの差でして、今の場面、そのように主張が対立しているとすると、今のままの文章を技術的に文字通り見ると、どちらかというところやられたほうが「正当な理由なくこんなことをされたんだ」と訴えていかなければいけない。これを正しい正当な理由がある場合は除く、この限りではないというようにすると、どちらかというところ、条件を付した、差別したと訴えられている方が、「いやいや、これは正当な事由が、こういう正当な事由があったのであって、許されるべき事情があるんですよ」というように周りを説得していかなくてはいけないという違いが出てきます。

合理的配慮の方も同じで、配慮すべき、配慮されてしかるべきであったのにしなかったんだ、何かやられてはいけないことが行われたんだと、訴える方が、「負担が過重ではないのにしてくれなかったんだ」というように言わなくてはいけないのか、相手の方が、「いやいや確かにしなかったが、これはそういうことをしようとしたら負担が過重であって無理だからしなかったのであって、私は許されるべきです」というように言っていかななくてはいけないのかという差が、基本的には出てくるというのが違いだと思います。

その上で、半分意見が混じったことを申し上げますが、①につきましては、考えてみますと、「障害者の権利利益を侵害すること」というように定義に書いてあって、

けれども、正当な理由で権利利益を侵害することが許されることがあるのだと最初から定義に書き込まれてしまっている形になっていて、権利利益を侵害すれば、基本的には不適切なことが行われたと考えるのが原則ではあるが、何か正当な、特別な事情があるかもしれないので、ただし書きで正当な理由があるときは除きますとするのも、条例の目指すものからすれば十分にあり得るのではないかと私の個人意見としては思います。

それに対しまして、②のほうは、先ほど申し上げましたが、何が合理的配慮であるとか、何が講じられる措置かということにつきまして、かなり微妙な利益の調整や判断が必要になりそうな気がしますし、皆さんでそうやって意見が違ったときなども、余り一刀両断に判断することが難しいようなものの気がしますので、これについては、もしかしてそのままの方がかえって柔軟な判断といいますか、当事者がよりスムーズに、対立せずに解決方法を導きやすいのかなという印象を持っております。

すみません、長くなりました。

会 長 ありがとうございます。
法的な文言の解釈ということで理解してよろしいですか、今のお話は。

久保野 法的な、技術的な話ですが、障害者の方と差別したと言われている人が争っている
委 員 場面というのに置きかえてみると、わりと実質的なことを含んでいるような気がいたします。権利利益を侵害したと言える状態だけれども、正当な理由がなかったんだと言えないと差別に当たらないのか、もしくは、相手方がそのような理由があったんだという言い訳に成功しないと基本的に差別と考えるのかという違いです。技術とはいえ、比較的大きな、基本的な考え方の違いをはらんでいるように思います。

会 長 ありがとうございます。
ただいまのご説明・ご意見を踏まえて、委員の皆様いかがでしょうか。まず市川委員、いかがでしょうか。今のお話。

市川委員 市川でございます。
なかなか十分に理解できていないのですが、今のご説明を聞いて、①の方で少し思ったのは、「正当な理由なく」というのを取ってしまえば良いのではないかと思います。これは、こういうことは差別なんだと言ってしまった方がいい。「正当な理由がなく」と言ってしまうから、何かこういうあれやこれやという言い訳が出てくるような気がするのです、その辺は条文のいわゆる基本的なところなので、曖昧な「正当な理由なく」というのは要らないなと私は思いました。

会 長 それは、久保野委員がおっしゃったようなことを踏まえて、そして、ただしということになれば、その正当な理由について説明する責任は、その行為を行った人にあ

るという説明ですよね，久保野委員。

久保野委員 会長 　　ただし書きにした場合は，基本的な発想としてはそうなるはずだと。

委員 　　なるほど，ありがとうございます。

　　いかがでしょうか。またこれも，今どちらかと決定すべきことではないと思います。また，私たちが考える材料を提供していただきながら，しっかり考えていかなくてはいけない内容でもあります。この場でご発言いただいて，さらに恵みになっていったらと思います。

　　そのようなことで，どなたかがいかがでしょうか。千葉委員。またお名前を言っていたから，すみません。

千葉委員 　　膠原病友の会の千葉と申します。

　　このように今の場合でもそうなのですが，各委員のご意見を聞いていて，非常にデリケートな言い回しというのが，ものすごく感じてきました。条例とか法律というのは，読む方によって解釈が非常に変わってくるところで，何でもそうではあるのですが，句読点 1 つがあるかないかによって，おそらく条文というのは，全然イメージが違ったものになってしまう。おそらく，ここで皆さんとお話をしていて感じたこととして，各人が，やはりお持ちになっている気持ちというものがまだ統一されていないような気がするのです。ということは，やはり，ある程度のひな形というか，例えば，杉山委員たちが目指しているような条例のアウトラインというものなど，そのようなものを見ると，大体こういうことを訴えているんだなというのが 1 つわかります。ですが，ここで感じることは，差別的な言葉というものも今日の杉山委員から受けるイメージだと，差別なんだと。そうではない用語で，一般市民の方もわかり得るような言葉づかいの中で，皆さんが理解し合える下地というものができないかというのが，率直な意見です。

　　以上です。

会長 　　ありがとうございます。

　　千葉委員，そして柴田委員，わかりやすい言葉で伝わる。「不均等待遇」の趣旨はわかったけれども，その言葉そのものが良いかどうかということも踏まえて次に議論しましょうということで，今日は，私たち自身が考える材料を提供していただいたので，次回それをもとに，また私たち自身も考えて整理していくというような方向になるかと思っています。よろしいでしょうか。赤間委員，お願いします。

赤間委員 　　私もどっちの言い回しが良いのかよくわからない，どっちでもいいかな，余り違いがないのかなというように思っていました，久保野委員の話を聞いて，どちらが説明することになるのかということについて，なるほどそうかというように思いまし

た。やはり説明するというのは難しいのかなということも含めて、たまたまあなたの気分ですうしたのではないのと言われたりするかもしれないですが、そうした場合、今日いただいた資料で、参考資料 4 の 2 ページの一番下に、「正当な理由の判断の視点」というのがあって、2 ページの（2）正当な理由の判断の視点、その最後から 2 行目のところから見ると、「行政機関及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい」と書いてあります。これを踏まえると、説明するのは事業者や行政機関であると、それが望ましいと閣議決定している文章に書いたところを見ると、1 番のものについては、先ほどご意見が出ていたように、「ただし」は後ろにつけた方が良いのかと思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

赤間委員から、閣議決定をした基本方針についてお話がありました。事業者には民間の会社だけではなく、市のサービス事業者や営利ではない NPO も含まれるわけです。ありがとうございます。

様々なご意見をいただきました。今回のご意見をもとに、次回も皆さんからご意見をしっかりと出していただきたいと思います。

事務局から、後からファックスでご意見をいただくというご案内があるかもしれませんが、時間がかかり超過してまいりましたので、最後ということで久保野委員、お願いします。

久 保 野 申しわけありません。久保野でございます。

委 員 今のご説明を聞いて確認したいと思ったのですが、個人が何か障害を理由として人権侵害と明らかに言えるような発言などの行為をした場合については、そもそもこの条例には入れないということを前提に、差別のこの定義をされているという理解でよろしかったでしょうか。すみません。今さらで申しわけございませんが確認です。

会 長 障害者差別解消法は、個人はその対象にならないということですが、条例については、その辺の議論というのは明確にはまだしていなかったような気がします。

差別解消法は事業者と行政機関について定めています。よろしいでしょうか。

では、いろいろな課題や考える素材をいただきました。今日の議論はここで終わらせていただきます。

(5)その他

会 長 議事（5）その他になります。

（5）その他ということで、何かございますでしょうか。杉山委員、お願いします。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

- 杉山委員 条例の会仙台的杉山です。
今日は年度初めの第一回の協議会をやっておりまして、委員の方が結構休まれているのが少し残念な気がしますが、第一回ですので、この1年間のスケジュールのようなものを改めて確認した方が良かったのかなと思いました。今日から初めてきた方もいるので、それを見てから意見を出した方が良かったのではないかと思います。
以上です。
- 会 長 はい、ありがとうございます。
新しく委員になられた方もいらっしゃるの、これまでの経過を十分にお伝えして進めていくんですよという確認ですね。
- 杉山委員 その方が良かったのかなと。
- 会 長 はい、ありがとうございます。
その辺について事務局いかがでしょうか。まずは初めての委員の方々について。
- 事務局
(高橋課長) 委員をお願いするときに、これまでの経過や今後のことについてはもう説明を差し上げていますので、この場で改めて皆さんのお時間を頂戴して説明するというところまでは考えておりませんでした。
- 会 長 よろしいでしょうか。
お伝えした上で来ていただいているということです。確認ありがとうございます。
その他、皆様から何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。
では、事務局から何かその他についてありますでしょうか。
- 事務局
(高橋課長) 事務局からはございませんが、今日、皆さんのお手元に渡っている緑色のパンフレットについて、高橋秀信委員から簡単にご説明いただきたいと思っております。
- 会 長 では、高橋委員、よろしく願いいたします。
- 高橋委員 はい。昨年、視覚障害者の理解と啓発のため、いろいろな場面を想定した形で、「目の見えない人、見えにくい人に対して、このような配慮をしてください、そうすると、非常に視覚障害者の人が便利というか、生活しやすくなります」という内容のパンフレットをつくりました。
小学生から一般の社会人までわかりやすいようにつくったつもりです。ただ、私自身は図案などがわかりませんので、うちの事務局の方で、図など見やすそうなものをピックアップし、文章で説明するというような形でつくられたものです。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

このようなものが障害者別に様々つくっていらっしゃると思いますが、啓発していくのが大切だと思いましたので、参考までに持ってまいりました。よろしく願いいたします。

会 長 高橋委員，ありがとうございました。

それぞれの種別でのこのようなものがあるのではないかと思います，理解を進めるということでとても大事な取り組みであります。ありがとうございました。

さて，様々なご意見ありがとうございました。

今日，様々な意見をお聞きして，私たちが考えるための様々な材料をいただいたということで，とても実り多い会議であったと思います。結論を出すということではなく，継続してまた皆さんに考えていただきたいと思います。今回の議論を踏まえて，次回整理していくという方向で，またご意見をいただきたいと思います。

それでは，時間も迫ってまいりましたというか，予定の時間を過ぎてしまいました。議事はこの辺で終了とさせていただきたいと思います。

その他についても皆さんから特にはないということですので，本日の議事を終了いたします。マイクを事務局へお返しいたします。

事務局，よろしく願いいたします。

事務局 どうもありがとうございました。

(福井主幹) 最後に，事務的な連絡を申し上げます。

本日の議事録につきましては，事務局にて案を作成の上，委員の皆様にお送りいたします。加除修正をしていただき，ご返送いただければと考えております。

これに基づきまして，事務局で修正作業を行い，議事録として決定させていただきます。

また，本日，言い足りなかったご意見等ございましたら，ご意見表をお手元にお配りしてございましたので，メールやファックスで事務局までお送りいただければと思います。2週間後の5月11日の月曜日あたりを目途としていただければと存じます。

それでは，以上をもちまして，平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会第 1 回を終了させていただきます。

本日は，お忙しい中，長時間にわたりましてのご審議，どうもありがとうございました。

(8) 閉 会

署名人 鈴木直子

